



①事前相談

高崎市内で営業を行おうとする方は、施設の工事着工前に営業施設の構造が業種ごとの施設の基準に適合しているかを確認するため、設計図などの施設の概要がわかる図面を持って、生活衛生課（総合保健センター4階4番窓口）までご相談ください。

②許可申請

飲食店等の営業許可を取得するには、許可申請をしていただく必要があります。必要な書類や手数料（現金）をご用意いただき、保健所まで申請をお願いします（受付の曜日の指定はありません）。

なお、申請に必要な書類などについては、保健所のホームページをご確認ください。

③現地調査

許可申請をしていただくと後日、営業所等の現地調査を行います。

業務の都合により多少前後することもあります。原則、毎週水曜日に現地調査を実施しています。調査の時間については、市内の地域で振り分け、順番に調査を行いますので、調査の時間を指定していただくことはできません。

④許可書交付

現地調査で審査が通った施設には、後日、営業許可書を交付します。お手数ですが、保健所窓口まで許可書を受け取りに来て下さい。なお、許可書の交付には現地調査後、約1週間時間がかかりますのでご了承ください。